

平成24年度 地方税法改正(案)に伴う市税条例等の改正概要
(専決処分を要するもの)

固定資産税・都市計画税(土地)

平成24年4月1日から施行

(法附則第18条、法附則第19条の4 条例附則第12条、条例附則第13条の3 他)

(1) 住宅用地に係る据置特例の見直し

住宅用地に係る据置特例について、負担水準が80%以上の土地は、課税標準額を前年度と同額に据置いていたものを、平成24・25年度は90%に上げた上で、平成26年度に廃止する。

※特定市街化区域農地に関する負担調整措置も同様の取扱いとする。

負担水準	平成23年度 住宅用地	平成24・25年度 住宅用地	平成26年度 住宅用地
100%	前年度課税標準額 に据置き	前年度課税標準額 に据置き	廃止 前年度課税標準額+ 評価額×1/6×5% =(A) (A)が本来の課税標準額を上回る場合は、 本来の課税標準額とする。
80%	前年度課税標準額+ 評価額×1/6×5% =(A) (A)が本来の課税標準額 の80%を上回る場合 は、本来の課税標準額 の80%が上限	前年度課税標準額+ 評価額×1/6×5% =(A) (A)が本来の課税標準額 の90%を上回る場合 は、本来の課税標準額 の90%が上限	
20%	(A)が本来の課税標準額の 20%未満の場合は、本来 の課税標準額の20%が下 限	(A)が本来の課税標準額の 20%未満の場合は、本来 の課税標準額の20%が下 限	(A)が本来の課税標準額の 20%未満の場合は、本来 の課税標準額の20%が下 限
0%			

※ 小規模住宅用地の特例割合は 固定資産税:1/6 都市計画税:1/3
一般住宅用地の特例割合は 固定資産税:1/3 都市計画税:2/3

影響額

	H24年度	H25年度	H26年度
固定資産税	13,500千円	400千円	63,000千円
都市計画税	1,500千円	100千円	14,500千円
合計	15,000千円	500千円	77,500千円
累計	↑ 15,000千円	↑ 15,500千円	↑ 93,000千円

(2) 商業地、農地に関する特例の継続

適用を平成26年度まで延長